2　特定予報業務をその範囲に含む予報業務の許可を受けた者は、前項の説明を行つた場合は、事業所ごとに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を、前項の書面又は電磁的記録とともに、二年間保存しなければならない。

一　説明を行つた年月日時

二　説明を行つた者及び当該特定予報業務を利用しようとする者の氏名

三　説明の方法

四　当該特定予報業務の利用が開始される年月日時

（予報事項等の記録）

第十二条の二　法第十七条第一項の許可を受けた者は、予報業務を行つた場合は、事業所ごとに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を二年間保存しなければならない。

一　（略）

二　法第十九条の二各号のいずれかに該当する者にあつては、予報事項に係る現象の予想を行つた気象予報士の氏名

三　（略）

第八章　（略）

（許可等の条件）

第四十九条の二　法第十七条第一項の許可又は法第十九条第一項の認可には、次に掲げる事項に関して必要な条件を付することができる。

一　気象庁の注意報に係る予報事項、台風の予報事項その他の事項の伝達に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、予報業務の適確な遂行のために必要な事項に関すること。

（報告）

第五十条　法第七条第一項の船舶及び法第十七条第一項又は法第二十六条第一項の許可を受けた者は、気象庁長官が定める場合を除き、次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、その旨を記載した報告書を、気象庁長官に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　法第十七条第一項又は法第二十六条第一項の許可を受けた者の氏名、名称又は住所に変更があつた場合

五　法第十七条第一項の許可を受けた法人にあつては、定款若しくは寄附行為又は役員に変更があつた場合

六　第十条第二項第一号（二を除く。）から第六号まで又は第四十七条第二項第一号若しくは第二号に掲げる書類の記載事項に変更があつた場合

七　第十条第二項第一号ニの記載事項を変更しようとする場合

八　（略）

2　前項の報告は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める時期に行わなければならない。

一　前項第一号から第三号までに掲げる場合　報告事由の発生した後三十日以内

二　前項第四号から第六号まで及び第八号に掲げる場合　報告事由の発生した後遅滞なく

三　前項第七号に掲げる場合　変更の予定日の三十日前まで

3　（略）

（予報事項等の記録）

第十二条の二　法第十七条第一項の規定により許可を受けた者は、予報業務を行つた場合は、事業所ごとに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を二年間保存しなければならない。

一　（略）

二　予報事項（地震動、火山現象及び津波の予報事項を除く。）に係る現象の予想を行つた気象予報士の氏名

三　（略）

第八章　（略）

（新設）

（報告）

第五十条　法第七条第一項の船舶及び法第十七条第一項又は法第二十六条第一項の規定により許可を受けた者は、気象庁長官が定める場合を除き、次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、その旨を記載した報告書を、気象庁長官に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　法第十七条第一項又は法第二十六条第一項の規定により許可を受けた者の氏名、名称又は住所に変更があつた場合

五　法第十七条第一項の規定により許可を受けた法人にあつては、定款若しくは寄附行為又は役員に変更があつた場合

六　第十条第二項第一号から第五号まで又は第四十七条第二項第一号若しくは第二号に掲げる書類の記載事項に変更があつた場合

（新設）

七　（略）

2　前項の報告は、報告事由の発生した後遅滞なく（同項第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、三十日以内に）行わなければならない。

3　（略）